

## 三笠市介護支援ボランティアポイント Q&A

Q1 手帳はどのようにもらうのですか？

A 市に申請をしてボランティア登録者になった方に交付します。申請の窓口はふれあい健康センターです。ボランティア保険に加入後お越しください。(印鑑をご持参ください。)

Q2 登録後ボランティアに行くにはどうすれば良いですか？

A ボランティア受入施設一覧を参考に、自身の希望する施設と内容を選んでいただき、直接施設に連絡をして頂き、内容・曜日・時間帯などについて話し合い、活動するか決めてください。

Q3 1日に複数のボランティア活動をしてポイントももらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行いポイントももらうことは可能ですが、1日に取得できるポイントは行った回数や場所に関わらず、2ポイントが上限です。

Q4 ポイントを集めるとすぐに商品券に交換できますか？

A ポイントの交換時期は決まっており毎年4月に前年度分のポイントの交換を行います。

Q5 ボランティア活動を多くすると、その分多く商品券がもらえるのですか？

A 商品券の交換の上限は1年で5,000円です。

Q6 ポイントの繰越はできますか？

A できません。

Q7 民生委員等の活動もボランティアポイント事業の対象になりますか？

A 民生委員の活動は行政から委嘱された活動であり、活動に関して三笠市の予算が措置されているため対象外となります。ただし民生委員としてではなく個人としてのボランティア活動であれば対象となります。

Q8 ボランティアに行くときに、手帳を忘れたら？

A 受入機関はボランティアの活動記録簿をつけています。「いつ・誰に・何ポイント押したか」を記録しているので、後日スタンプを押してもらって下さい。

Q9 手帳を紛失したら？

A ふれあい健康センターで再発行の手続きができます。活動記録簿で確認ができる分のポイントを押してお渡しします。

Q10 介護保険料を滞納していると登録できないですか？

A 滞納していても登録してポイントを貯めることはできますが、商品券に引換はできません。

Q11 ポイントの交換期間の前に市外に転出することになった

A 市外に転出された方は事業の対象外になります。転出するまでの取得したポイント分を引換しますのでふれあい健康センターまでご相談ください。

問合先：地域包括支援センター地域包括支援係 (ふれあい健康センター内)

電話：③—2010